

# 被災された方のための 生活支援情報

第 41 号  
平成 26 年 1 月 29 日  
仙台市復興事業局生活再建支援室

TEL 214・8559 FAX 214・5130  
〒 980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

## 東部津波浸水区域における拡充した 住宅再建支援の申請を受け付けます

東日本大震災における津波浸水区域で被災された方の住宅再建支援制度について、2月5日(水)より次の新設制度の申請を受け付けます。(表の★が新設)

	補助対象区域	補助対象経費
現地再建	平成23年3月11日の津波浸水区域(災害危険区域を除く)	建設 ①住宅建設にかかる借入利子相当額＝上限250万円 ★②住宅建設経費に対する直接補助＝上限100万円(①を受ける場合は上限50万円)
		修繕 ★③住宅修繕にかかる借入利子相当額＝上限100万円 ★④住宅修繕経費(100万円を超える部分に限る)に対する直接補助＝上限50万円(③を受ける場合は上限25万円)
移転再建	災害危険区域および津波防災施設整備後も浸水が予想される地域	⑤引っ越し等費用(上限78万円) ⑥住宅建設等にかかる借入利子相当額(上限444万円) ⑦住宅用地の購入にかかる借入利子相当額(上限264万円) ★⑧住宅建設等経費に対する直接補助＝上限100万円(⑥または⑦を受ける場合は上限50万円)
	平成23年3月11日の津波浸水区域のうち、上記以外の区域	⑨引っ越し費用(上限20万円) ⑩住宅建設等にかかる借入利子相当額(上限250万円) ⑪住宅用地の購入にかかる借入利子相当額(上限150万円) ★⑫住宅建設等経費に対する直接補助＝上限100万円(⑩または⑪を受ける場合は上限50万円)

◆各契約行為をする前に補助申請を行ってください。新設の支援については、既に実施している場合でも平成26年12月26日まではさかのぼって申請を受け付けます

◆申請前に事前相談が必要です(要予約)

**申し込み・問い合わせ** 災害危険区域において被災された方は移転推進課☎214・8805、その他の補助対象区域の方は事業調整課☎214・8305

## 被災者生活再建支援制度(基礎支援金)の申請期限が延長されました

被災者生活再建支援制度※(基礎支援金)の申請期限が1年間延長され、平成27年4月10日までにになりました。申請がお済みでない方は、お早めに手続きをお願いします。なお、これまで支給を受けた方への追加の給付を行うものではありません。

※被災者生活再建支援制度：震災により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、住宅の被害程度に応じた基礎支援金と住宅の再建方法に応じた加算支援金を支給し、生活の再建を支援します。なお、加算支援金は、基礎支援金の対象に該当する場合のみ対象となります。

◆申請期限＝【基礎支援金】平成27年4月10日

【加算支援金】平成30年4月10日

◆受け付け＝市役所本庁舎5階社会課分室、区役所・宮城総合支所(平日9:00～16:30)

**問い合わせ** 被災者支援情報ダイヤル☎214・3805(平日9:00～17:00)

## 復興公営住宅一般抽選(第2回)の入居者募集を行います

仙台市の復興公営住宅について、2月6日(木)から一般抽選(第2回)の入居募集を行います。詳細については、同封の「復興公営住宅の一般抽選(第2回)の入居募集を開始します」をご覧ください。

**問い合わせ** 復興公営住宅室☎214・8333

※裏面にもお知らせがあります

### 市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代)  
青葉区役所 ☎225・7211(代)  
宮城野区役所 ☎291・2111(代)  
若林区役所 ☎282・1111(代)

太白区役所 ☎247・1111(代)  
泉区役所 ☎372・3111(代)  
宮城総合支所 ☎392・2111(代)  
秋保総合支所 ☎399・2111(代)

仙台市ホームページ  
<http://www.city.sendai.jp/>  
仙台市携帯電話用ホームページ  
<http://www.city.sendai.jp/m/>

## 保育料減免申請をお忘れなく

東日本大震災による平成25年度各種保育料の減免申請期限は、平成26年3月31日(月)までです。該当する方は、忘れずに申請をお願いします。

◆保育料の種類＝認可保育所保育料（通常保育、延長保育、一時預かり、休日保育）、せんだい保育室・家庭保育福祉員（保育ママ）・幼稚園保育室の保育料

◆対象の世帯＝り災時にお住まいの住居が半壊以上の損害を受けた場合

◆申請にはり災証明書等が必要です。詳しくはお問い合わせください

◆申請先

●認可保育所の通常保育料、延長保育料（公立）＝区役所家庭健康課（☎は表面下欄）

●その他の保育料＝各施設へ

## せんだい豊齡学園受講生募集

平成26年度の受講生募集に当たり、被災者支援枠※を設け、受講料の免除等を行います。

コース（内容）	日時	期間	対象
総合生活 （介護予防や健康生きがいがいづくりについて）	主に月曜日 10:15～14:45	5月～平成28年2月（2年）	市内にお住まいのおおむね50歳以上の方各70人（抽選） ※うち被災者支援枠各10人
ふるさと文化 （身近なふるさとの歴史や文化について）			

※被災者支援枠：東日本大震災に起因する事由により、仙台市内の応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅、公営住宅、民間賃貸借上制度により賃貸借契約を行った民間住宅）に入居しているおおむね50歳以上の方が対象です。入学時に応急仮設住宅の使用貸借契約書または賃貸借契約書の写しを提出していただきます。

◆会場＝シルバーセンター（青葉区花京院1-3-2）

◆費用＝受講料年額20,000円（被災者支援枠で入学した方は免除）。このほか教材費などの実費負担あり

**申し込み** 市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内、シルバーセンター、市民センターなどで配布する入学願書で3月31日までに

**問い合わせ** せんだい豊齡学園事務局（シルバーセンター内）☎215・3129

## 津波で流失した写真等の展示・返却を行います

流失した写真や賞状など思い出の品を、一人でも多くの所有者やご家族の手元にお返しできるように、展示・返却を行います。詳しくは、来月号の復興定期便に同封するチラシをご覧ください。

◆期間＝3月7日(金)～16日(日)

◆会場＝出花体育館（宮城野区出花1-13-7）

**問い合わせ** 防災企画課・減災推進課☎214・3108

## 震災後の生活困りごとと、こころの健康相談

震災後のさまざまな生活の困りごとに司法書士が、心の健康について保健師・臨床心理士・精神保健福祉士が相談に応じます（予約制）。

◆日時＝2月18日(火)13:00～16:00

◆会場＝宮城県司法書士会館（仙台市青葉区春日町8-1）

**申し込み** 電話で宮城県司法書士会館☎263・6755（9:00～17:00）

**問い合わせ** 仙台市精神保健福祉総合センター☎265・2191

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市復興事業局生活再建支援室☎214・8559までご連絡ください。